

被災三県（岩手県、宮城県、福島県）に 事業所のある中小建設事業主・事業主団体の方へ！

被災地における建設労働者の 「教育訓練」と「雇用改善」への助成を拡充します。

被災三県（岩手県、宮城県、福島県）の中小建設事業主等の皆さまを支援するため、「建設教育訓練助成金」と「建設雇改善推進助成金」の一部を拡充します。

支給要件の詳細および手続きについては、別冊パンフレット「①建設教育訓練助成金のごあんない(パンフ①)」と「②建設雇改善推進助成金のごあんない(パンフ②)」をご覧ください。

平成23年11月24日から平成25年3月31日までの間に開始された教育訓練及び雇用改善推進事業が対象です。

建設教育訓練助成金

【技能実習一経費助成】 ◆パンフ①P8～P10◆

＜支給対象者＞ 被災三県に事業所のある中小建設事業主または中小建設事業主団体

- ①登録教習機関に委託して建設関連の技能実習を行う場合、委託費の助成割合を**70%から90%に引き上げます**。 ※詳細は2ページを参照。
- ②建設関連の「労働安全衛生法に定める教習と技能講習」の一部について、講習時間数が**10時間未満でも助成対象となります**。 ※詳細は2ページ、3ページ表2を参照。
- ③②の講習メニューに、「**作業主任者技能講習**」を新たに追加します。
※詳細は2ページ、3ページ表2-2を参照。

【建設広域教育訓練一受講援助(旅費)】 ◆パンフ①P20～P21◆

＜支給対象者＞ 被災三県に事業所のある中小建設事業主

- ④広域的な職業訓練法人が実施する建設関連訓練に建設労働者を派遣した際の旅費への助成率を**2分の1から3分の2に引き上げます**。
※詳細は2ページを参照。

建設雇用改善推進助成金

【建設雇改善推進助成金(中小建設事業主向け)】 ◆パンフ②P4～P16◆

＜支給対象者＞ 被災三県に事業所のある中小建設事業主

- ⑤作業員宿舎、作業員施設(現場福利施設)の賃借など雇用改善の取り組みにかかった経費への助成率を**2分の1から3分の2に、助成限度額を200万円から300万円に引き上げます**。 ※詳細は4ページを参照。



建設教育訓練助成金

建設教育訓練助成金【技能実習一経費助成・・・①】

■『助成額』の拡充内容（パンフ①P10）

下表の助成対象費用の合計額となります。

一の技能実習について1日当たり13万円、かつ、20日分が限度です。ただし、厚生労働大臣が表彰した「卓越技能労働者(現代の名工)」、「安全優良職長(セーフティマスター)」、国土交通大臣が表彰した「建設マスター」、(社)全国技能士会連合会長が認定する「全技連マイスター」の資格を有する人を指導員とした場合は、1日当たり20万円を限度とします。

なお、登録教習機関に委託した技能実習については、委託費に限り、助成対象費用として認められますが、今回の措置により、助成割合を70%から90%に引き上げます。

助成対象費用	基準	限度額
指導員謝金	実費相当額（部外指導員に限る）	一の技能実習について1日当たり13万円（卓越技能労働者などを指導員とした場合、20万円）かつ、20日分
指導員旅費	実費相当額（交通費に限る）	
実習場所の借上料	実費相当額	
建設機械の借上料	実費相当額	
教材費、消耗品代などで実習に直接必要とする費用	実費相当額	
委託費（助成対象中小建設事業主などが技能実習を登録教習機関に委託する場合の費用）	委託費（1人当たりの受講料に受講者数を乗じて得た額）の90%（旧70%）の額	

建設教育訓練助成金【技能実習一経費助成・・・②③】

■『助成の対象となる技能実習』の拡充内容（パンフ①P9、P14）

これまで、3ページ表2の○印がある「労働安全衛生法に定める教習および技能講習」は、合計10時間以上になるように時間の変更を行わなければ、助成の対象(技能実習一経費助成)になりませんでした。今回の措置により、実習の時間が10時間未満でも同法に基づく規定の時間数を実施すれば、助成の対象となります。

また、3ページ表2-2の「労働安全衛生法に定める教習および技能講習」の助成対象メニューに、建設関連の「作業主任者技能講習」を追加しました(上記の時間数の緩和も適用になります)。

※「技能実習 - 賃金助成」を同時に受けたい場合は、1日あたり3時間以上の実習時間が必要です。

建設教育訓練助成金【建設広域教育訓練一受講援助(旅費)・・・④】

■『助成額』の拡充内容（パンフ①P20）

広域的な職業訓練法人(※)が実施する建設関連の職業訓練に建設労働者を派遣した際の中小建設事業主が負担した旅費について、その助成率を、これまでの2分の1から3分の2に引き上げます。旅費の算定は、最も経済的な通常の経路および方法により旅行した場合の額とします(その額が次の①から④までに掲げる額の合計を超えるときは、これらの合計額)。

①鉄道賃	普通旅客運賃相当額とし、次のaまたはbに定める額を加えた額とします。 a 線路ごとの運行距離が50キロメートル以上の急行列車を利用できる場合はその急行料金相当額 b 線路ごとの運行距離が100キロメートル以上の特急列車を利用できる場合は、その特急料金相当額
②船賃	2等運賃相当額（鉄道連絡線にあっては、普通運賃相当額）
③車賃	鉄道軌道のない区間について、1キロメートルにつき37円として計算した額
④航空賃	エコノミークラス運賃相当額
⑤自動車燃料費・高速道路使用料	自家用車・社有車・レンタカーにより、全区間を移動した際のガソリン・軽油の使用相当額

※建設工事における作業について広域的な職業訓練を実施する職業訓練法人(平成24年現在)

- 三田建設技能研修センター(職業訓練法人 近畿建設技能研修協会)
兵庫県三田市武庫が丘6丁目1番地 Tel 079-564-4745
- 富士教育訓練センター(職業訓練法人 全国建設産業教育訓練協会)
静岡県富士宮市根原492番8 Tel 0544-52-0968

拡充内容(詳細)

※今回の措置により、パンフ①P14の表2の欄外『注』を削除し、表2-2を新たに追加しました。

【表2】労働安全衛生法に定める教習および技能講習

区 分	教習時間または講習時間	
	学科	実技
労働安全衛生法第75条別表第17(教習)	時間	時間
2 クレーン運転実技教習	試験及び補習	9
3 移動式クレーン運転実技教習	//	9
労働安全衛生法第76条別表第18(技能講習)	時間	時間
24 酸素欠乏危険作業主任者技能講習	9	3
25 酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習	11.5	4
26 床上操作式クレーン(5t以上)運転技能講習	13	7
//	10	6
//	13	6
27 小型移動式クレーン(1t以上5t未満)運転技能講習	13	7
//	10	6
//	10	7
//	13	6
28 ガス溶接技能講習	8	5
31 車両系建設機械(整地・運搬・積込用及び掘削用)運転技能講習	13	25
//	9	25
//	13	5
//	9	5
//	5	5
//	○ 4	○ 2
32 車両系建設機械(解体用)運転技能講習	11	24
//	○ 4	○ 4
//	7	4
//	11	4
//	7	24
//	○ 2	○ 1
33 車両系建設機械(基礎工事用)運転技能講習	14	25
//	○ 4	○ 5
//	6	15
//	7	15
//	10	15
//	14	15
34 不整地運搬車(1t以上)運転技能講習	11	24
//	7	4
//	11	4
//	7	24
35 高所作業車(10m以上)運転技能講習	11	6
//	6	6
//	8	6
36 玉掛け技能講習	12	7
//	9	6
//	12	6
//	11	5
//	11	4

【表2-2】労働安全衛生法に定める技能講習
(暫定追加措置分)

区 分	講習時間
	学科
労働安全衛生法第76条別表第18(技能講習)	時間
5 地山の堀削及び土止め支保工作業主任者技能講習	17
6 ずい道等の堀削等作業主任者技能講習	13
7 ずい道等の覆工作業主任者技能講習	13
8 型枠支保工の組立て等作業主任者技能講習	13
9 足場の組立て等作業主任者技能講習	13
10 建築物等の鉄骨の組立て等作業主任者技能講習	11
11 鋼橋架設等作業主任者技能講習	11
12 コンクリート造の工作物の解体等作業主任者技能講習	13
13 コンクリート橋架設等作業主任者技能講習	11
17 木造建築物の組立て等作業主任者技能講習	13

建設雇用改善推進助成金

【建設雇用改善推進助成金(中小建設事業主向け)・・・⑤】

■『対象となる事業および助成額』の拡充内容 (パンフ②P4)

今回の措置により、雇用改善の取り組み経費への助成率(下表の1を除く)を、2分の1から3分の2に、各事業の助成額を合計した全体の限度額を、200万円から300万円に引き上げます。

※企業内において改善などが必要と思われる雇用改善推進事業の計画届を事前に提出する必要(随時受付)があります。なお、作業員宿舎、作業員施設(現場福利施設)を賃借しようとする場合は、要件確認届の提出も必要(原則として計画届を含め賃借実施の2週間前まで)です。

雇用改善推進事業の名称	事業の内容(例)	助成額・率(限度額)
1. 雇用管理責任者などの選任・配置 (右記の事業内容に限る)	○研修の実施 ①. 別に定める雇用管理研修の実施 ②. 別に定める職長研修の実施 ③. 別に定める雇用管理援助担当者研修の実施	一の雇用管理研修などの実施について 経費 10万円/1日 (6日分を限度)
	○研修の受講 ④. ①～③の研修(自ら実施するもの) ⑤. ①～③の研修(雇用改善推進事業計画の届出を行った元方事業主が実施し、下請中小事業主として、その雇用する労働者に受講させるもの) ⑥. ①、②の研修(雇用改善推進事業計画の届出を行った中小建設事業主団体などが実施するもの) ⑦. 雇用管理研修など(国が民間に委託して実施するもの) ⑧. 雇用管理責任者講習(国が建設業務労働者就業機会確保事業に係る事業を民間に委託して実施するもの)	一の雇用管理研修などの受講について 賃金 7,000円/1人1日 (6日分を限度) 別に定める式【注1】により算定した額が7,000円未満のときは、その額
2. 建設労働者・若年建設労働者の募集・採用を円滑に行うための取組	①. 募集・採用に関する事業(講習会、求人説明会など)の開催・参加 ②. 募集・採用に関する広報物(パンフレットおよびDVDなど(営業用は除く))、求人要項などの作成・配布 ③. 募集・採用に関する広域求人活動(求人情報のHP掲載、新聞への求人折込広告掲載、求人情報誌などへの求人広告掲載、就職情報事業会社の求人情報公開サービスの利用など) ④. 新規学卒者などのための事業所(現場)見学会の実施 ⑤. 建設業への若年入職内定者への教育訓練の実施 ⑥. その他管轄労働局長が認める事業	実施経費の2/3(旧1/2)相当額 (6の事業については、助成額50万円を限度)
3. 高年齢労働者・女性建設労働者の活躍を促進する取組	①. 高年齢・女性建設労働者の活用促進に関する講習会への参加 ②. 高年齢・女性建設労働者の特性などに配慮した労働環境の整備、作業方法や安全対策の配慮などに関する検討会の開催 ③. 高年齢・女性建設労働者の活用促進のためのパンフレット、リーフレットなどの資料の作成 ④. 永年勤続表彰制度の実施(事業主および役員に対する表彰を除く。) ⑤. その他管轄労働局長が認める事業	
4. 魅力ある職場づくりのための取組	①. 賃金体系・退職金制度の整備に関する事業 ②. 週休2日制度の導入などの労働時間の整備に関する事業 ③. 労災予防、労災対策などの労働安全管理の整備に関する事業(安全大会の実施、労災予防のためののぼり・ポスターの作成など) ④. 工事現場での作業員宿舎・作業員施設(食堂、休憩室、更衣室、浴室、便所、シャワー室)の整備(賃借)【注2】 ⑤. キャリアルートの作成、導入に関する事業 ⑥. その他管轄労働局長が認める事業	
5. 期間雇用労働者の雇用改善	①. 1月以上1年未満の期間を定めて雇用される建設労働者の健康診断の実施 ②. 通年雇用のための事業 ③. その他管轄労働局長が認める事業	
6. 社会保険労務士などの利用	①. 1～5の各事業の取組みに必要なコンサルティングの受講 ②. 「雇用改善推進事業計画」の作成に必要なコンサルティングの受講 ③. その他管轄労働局長が認める事業	

注1: 別に定める式とは
$$\frac{\text{(前年度1年間の雇用保険の保険料の算定の基礎となる賃金総額)}}{\text{(前年度1年間の1ヵ月平均雇用保険被保険者数)} \times \text{(年間所定労働日数)}} \times 0.8$$

注2: 4の④の詳細な支給要件は、パンフ②のP10～P13をご覧ください。なお、設置場所については「建設工が行われる場所」が原則ですが、建築基準法に基づく地方公共団体の条例によって「災害危険区域」と指定され「建設工が行われる場所」に作業員宿舎等の設置が不可能な場合には、「災害危険区域」外の隣接地帯から一定の合理的な範囲内に設置されれば助成の対象となります。